

# 一般社団法人 クリエイティブ食品開発技術者協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人クリエイティブ食品開発技術者協会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を大阪府中央区に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は食品関連事業者に対して、食品開発に関連する技術、知識の普及および、啓発を通じた食品開発技術者の育成等の事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品関連の知識を増進するための教育事業
- (2) 専門的な食品開発技術および知識を有した者をクリエイティブ食品開発士として資格認定する事業
- (3) クリエイティブ食品開発士等に対して、雇用機会の拡充を支援する事業
- (4) 食品開発に関する科学技術の振興を図る事業
- (5) 食品関連に関する知識・情報を消費者等に普及する事業
- (6) その他各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

## 第3章 社員

(種別)

第5条 この法人の目的に賛同する個人または団体をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という）上の社員とする。

2. 社員は、次の正会員、賛助会員、特別会員の3種からなる。

(1) 正会員

ア. 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

イ. 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した業界団体、協会など

(3) 特別会員 この法人に功労のあったもの、または学識経験者で、理事長の推薦を受けて入会した者

(社員資格の取得)

第6条 この法人の目的に賛同し、入会を希望した者は別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を得なければならない。

(経費の負担—入会金および年会費)

第7条 社員は、この事業の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、理事会において別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 任意で退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または社員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) その他、第10条に記載された理由などで除名すべき理由があり除名されたとき。

(退会)

第9条 社員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、随時に退会することができる。ただし、退会しようとする者は退会1か月以上前に当法人に予告するものとする。

(除名)

第10条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員など

(種別)

第12条 この法人は次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名
- (3) 理事のうち1名を理事長とする。

- (4) 前項の理事長をもって、一般法人法に関する法人上の代表理事とする。

(選任など)

- 第13条 理事および監事は、社員総会において選任する。
2. 理事長は理事会で選任する。

(職務)

- 第14条 理事、監事の職務は次に記載されるものである。
- (1) 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
  - (2) 理事長は、この法人を代表する。
  - (3) 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (ア) 監事は理事の業務執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成する。
    - (イ) 監事は、いつでも、理事および会員に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することが出来る。

(任期など)

- 第15条 理事および監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠として、または増員によって就任した理事の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とし、補欠として選任された監事の任期は退任した監事の任期の満了する時までとする。
  3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事の定数の3分の1を超える者が欠けたとき、または監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 社員総会の議決により、理事および監事を解任することができる。

(報酬など)

- 第18条 役員の報酬、賞与その他業務執行の対価としてこの法人から受け取る財産上の利益（以下「報酬など」という）は、社員総会の決議をもって定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。その任免は理事長が行う。

(顧問)

第20条 この法人は、理事会の決議により、学識経験等を有する顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、または理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
3. 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 理事会

(構成)

第21条 この法人に理事会を置く。

(権能)

第22条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 理事長の選任または解任
- (5) 入会金および会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）、その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 毎年1回、第30条に決められた定時社員総会が開かれる前に定例理事会を行う。
- (2) 上記の定例理事会以外に理事長が必要と認めたとき。
- (3) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第23条(3)号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第26条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第27条 議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録には出席理事および監事全員が押印するものとする。

## 第6章 社員総会

(構成)

第28条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第29条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 計算書類などの承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 社員の除名
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第30条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第31条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第32条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第33条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第34条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録署名人2名を選任し、議事録に記名押印するものとする。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、一般法人法第119条に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の承認を経なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第9章 雑則

(細則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 第10章 付則

(定款の施行日)

第44条 この定款は、この団体の成立の日から施行する。

(設立時の理事)

第45条 この団体の設立当初の理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事

池戸重信

今城 敏

中山正夫

藤田明男

村田紘隆

吉田隆夫

(設立時の理事長および監事)

第46条 この団体の設立時の理事長および監事は次の者とする。

理事長： 池戸重信

監事：田村穂積

(設立時当初の役員任期)

第47条 この団体設立当初の役員任期は、第15第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時当初の事業計画および収支予算)

第48条 この団体の設立当初の事業計画および収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。

(設立時当初の事業年度)

第49条 この団体の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時当初の社員)

第50条 この団体の設立時の社員および住所は次の通りである。

設立時社員の氏名および住所

池戸重信 - 千葉県船橋市習志野台一丁目5番6号

今城 敏 - 栃木県下野市小金井六丁目3番6号

田村穂積 - 神奈川県三浦市初声町和田3504番

中山正夫 - 神奈川県厚木市旭町五丁目25番6号

藤田明男 - 埼玉県鶴ヶ島市上広谷787番48号

村田紘隆 - 東京都世田谷区桜新町一丁目36番14号

吉田隆夫 - 3712 142nd. Pl. NE, Bellevue, Washington, U.S.A.

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法律に従う。

以上、一般社団法人クリエイティブ食品開発技術者協会の定款を修正し、理事及び監事が次に記名捺印する。

平成30年11月15日

理事 池戸重信

今城 敏



田村穂積

戸谷 亨

中山正夫

藤田明男

村田紘隆

望月 雅之

吉田隆夫